

○財務省告示第百六十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年四月十四日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百四十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決定 の	
低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争
千 万 円				額 億 円	額 億 円	込 募 各 当 も 各	価 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
				面 金 額 で 四 千 五 百 五 十 二 億 円	面 金 額 で 五 兆 二 千 二 百 四 十 七	み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	格 競 争 入 札 発 行 「 と い う 。 」
		七 四 十 五				限 度 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応	申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
		万 千 万 兆				。 の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り	の 申 込 み の うち 応 募 額 の 高 い
		六 千 五 百 円					
		十 一 億 四 千 五 百 三十					
		四 十 億 七 千 四 百 四					

